

条例に盛り込む項目とその方向(まとめ方のイメージ)

	テーマ	検討会、県民などからの意見	条例に盛り込む項目	条例に盛り込む必要性	条例に規定する方向	他県の条例化の状況	
1	揺れから身を守る	(ワークショップ)建物や家具などの下敷きになって死者やけが人が出る、建物に被害が出て避難所が使えない など、心配する声が寄せられている。	既存建築物の耐震性の向上	建物の耐震化を図ることで、死者数を1/5に減らすことができると言われている。また、揺れによって、生活基盤である住宅を失えば、被災生活にも、大きな影響を与えるため、所有者自らの対策が進むよう取り組みを進めていく必要がある。	(自助)建築物の耐震診断・耐震改修の実施、県有建築物の耐震診断結果の公表 (公助)対策の普及・啓発、相談体制の整備、耐震診断・耐震改修に対する支援	静岡、東京、愛知、三重、岐阜、埼玉	
2	揺れから身を守る	〃	建物内における安全対策	県民アンケートの結果からは、比較的容易にできる家具の転倒防止やガラスの飛散防止などの対策は、あまり行われていない。死者や負傷者を減らすためには、建物内の対策を自ら進めることが重要である。	(自助)家具の転倒防止対策・ガラスの飛散防止対策の実施 (公助)対策の普及・啓発	(家具の転倒防止)静岡、東京、愛知、三重、岐阜、埼玉 (ガラスの飛散防止)なし	
3	揺れから身を守る	(ワークショップ)ブロック塀などが倒れることによって、死者やけが人がでる、避難路を塞ぐなどを心配する声が寄せられている。 (第3、5回検討会)ブロック塀や自動販売機、落下物等の安全対策について、条例に何らかの形で盛り込む必要があるのではないかと議論があった。	落下物、転倒物の安全性の確保	過去の地震では、ブロック塀の倒壊やガラスのなどによって死者やけが人が発生しているが、安全対策が進んでいない。特に、津波の浸水が予想される地域では、避難路の安全性を確保する必要がある。	(自助)避難路に接する落下対象物・ブロック塀・自動販売機の安全性の確保 (共助)落下物や転倒物等地域の危険箇所の点検・把握 (公助)対策の普及・啓発、相談体制の整備	(落下対象物)静岡、東京、愛知、三重、岐阜、埼玉 (ブロック塀等)静岡、三重、埼玉	
4	揺れから身を守る	(第3回検討会)過去の震災でも、危険と判定された建物に入っている事例が見られるため、余震から身を守るためには、何らかの事前の対策が必要との議論があった。	被災建築物及び宅地の応急危険度判定の実施	余震からの被害を防ぐためには、被災した建築物や宅地の危険度を知り、対応する必要があるため、制度の充実と県民の理解が必要である。	(自助)判定調査への協力、判定結果に応じた避難・補強等の措置 (公助)実施体制の整備、県民への制度の周知	静岡、愛知、岐阜、埼玉(静岡、埼玉は被災建築物の危険度判定のみ)	
5	大津波から逃げる	(ワークショップ)津波が到達するまでに避難できる高台がないとの不安の声が寄せられている。	津波からの一時避難場所の確保	津波からの避難が困難な地域では、地域や行政が協力して、津波避難ビルの指定や高台の整備など一時的に避難する場所の確保が必要である。	(共助)ビル所有者の津波避難ビルの指定への協力、一時避難場所・避難経路の整備 (公助)津波避難ビルの指定の推進、一時避難場所・避難経路の整備及び地域が行う整備への支援、津波避難サインの設置	なし	
6	大津波から逃げる	(ワークショップ)津波からの避難場所がどこにあるのか、住んでいる所に津波が来るのか、津波から逃げられるのかなど、心配する声が寄せられている。 (第3回検討会)津波からは、情報を収集して逃げるのではなく、揺れが収まったら逃げるのが基本であるとの議論があった。	津波からの迅速な避難	本県では、早いところでは3分程度で、津波が到達することから、迅速な避難が不可欠である。津波の避難意識を高くすることで、死者を半分程度にすることができると言われているが、県民アンケートでは、県民の津波に関する避難意識は、高くないことから、対策を進める必要がある。	(自助)日頃からの避難場所・避難ルートの確認、揺れが収まったらすぐに避難 (共助)津波避難計画の策定、安全な場所への誘導 (公助)迅速な避難についての啓発、津波避難計画の策定支援	三重県では、津波からの迅速な避難の啓発のみを規定	
8							
9			【 現 在 作 成 中 】				
10							

1	命を助ける					
2	(ワークショップ) 家族の安否確認					
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						

10						
----	--	--	--	--	--	--

南海地震条例(仮称)の策定までの流れ

平成18年6月～10月

条例に盛り込むべきテーマと内容の検討

反映

・県民ワークショップ、意見募集、シンポジウム等での県民の意見

平成18年11月～

条例に盛り込む項目とその方向の検討、整理

検討

条例で定めるべき具体的事項や手法の検討

- ・条例化による効果
- ・条例化による住民生活や事業活動などを与える影響
- ・条例で定めた場合に生じる問題点(予算面、体制面、他法令との整合性など)
- ・自助、共助、公助の役割分担 など

平成19年2月頃～

条例の骨子案の検討とまとめの作業

平成19年度上半期……公表

反映

パブリックコメント、意見交換会等での県民の意見

条例案の検討とまとめの作業

規則案の検討・作成

公表

反映

パブリックコメント等での県民の意見

条例案の作成

南海地震条例(仮称)の制定、規則の施行

